

浜松市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 浜松市における社会生活を円滑に営む上で困難を有す子ども・若者（以下「若者等」という。）について、関係機関の連携による支援を行うため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）（以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく子ども・若者支援地域協議会として、浜松市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(支援対象)

第2条 協議会が支援対象とする若者等とは、概ね15歳から40歳未満までの者で、複数の機関等が密接に連携して総合的に支援する必要がある者をいう。

2 他の法令等に基づく支援が可能な若者等については、その法令による支援を優先して行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、別表1及び2に掲げる機関等により構成する。

(子ども・若者支援調整機関)

第4条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、浜松市子ども家庭部子ども若者政策課青少年育成センターとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第5条 法第22条第1項に規定する子ども・若者指定支援機関は、浜松市子ども若者総合相談センターとする。

(会議)

第6条 協議会の中に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース検討会（以下「検討会」という。）

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、協議会に参加する機関の代表者及び知識経験のある者等により構成する。

2 代表者会議に常任委員及び協力委員を置き、別表1に掲げる機関等において選出された者をもって充てる。

3 代表者会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 若者等の支援に関する機関間の効果的な連携体制の構築
- (2) 若者等の支援施策の提言
- (3) 若者等の支援の現況に関する情報の共有化
- (4) 若者等の支援施策の周知

(5) その他若者等の支援に関すること

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、協議会に参加する機関の実務者等により構成する。

2 実務者会議の構成員は、別表2に掲げる機関等において選出された者をもって充てる。

3 実務者会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 検討会で協議された個別事例に関する支援状況の進行管理及び助言

(2) 若者等の支援に関する機関間の効果的な連携体制の研究

(3) 困難を抱えた若者等に対する支援スキルの研修

(4) 浜松市こども計画に関すること

(5) その他若者等の支援に関すること

(検討会)

第9条 検討会は、支援を必要とする若者等に直接関わりを有している機関の担当者及び今後関わりを有する可能性のある機関の担当者で構成する。

2 検討会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 支援を要する若者等の状況の把握及び問題点の確認

(2) 支援の経過報告並びにその評価及び新たな情報の共有

(3) 支援方針の確立、役割分担の決定及び支援に関する認識の共有

(4) ケースの主担当機関及びキーパーソン（主たる援助者）の決定

(5) 実際の支援方針及び支援スケジュールの検討

(こども・若者支援アドバイザー)

第10条 別に定めるこども・若者支援アドバイザーは必要に応じて協議会に参画し、指導及び助言を行うものとする。

(こども・若者支援スーパーバイザー)

第11条 別に定めるこども・若者支援スーパーバイザーは必要に応じて協議会に参画し、指導及び助言を行うものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は調整機関が行う。

(守秘義務)

第13条 次に掲げる者は、法第24条の規定にのっとり、秘密保持を遵守しなければならない。

(1) 代表者会議の委員及び委員であった者

(2) 実務者会議の構成員及び構成員であった者

(3) 検討会の構成員及び構成員であった者

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表1（第3条及び第7条第2項関係）

代表者会議

区分	機関名等
常任委員	浜松市こども家庭部
	浜松市健康福祉部
	浜松市学校教育部
	静岡保護観察所
	静岡地方法務局浜松支局
	浜松公共職業安定所
	静岡県警察本部浜松市警察部
	地域若者サポートステーションはままつ
	浜松市ひきこもりサポートセンター
	西遠地区生徒指導研究協議会
	浜松市立小中学校を代表する者
協力委員 (代表者会議が協議内容に 応じ適宜招集する者)	静岡県西部県民生活センター
	浜松市こども家庭部こども若者政策課
	浜松市こども家庭部こども若者政策課青少年育成センター
	浜松市こども家庭部子育て支援課
	浜松市こども家庭部児童相談所
	浜松市企画調整部国際課
浜松市健康福祉部福祉総務課	

	浜松市健康福祉部障害保健福祉課
	浜松市健康福祉部精神保健福祉センター
	浜松市産業部労働政策課
	浜松市学校教育部教育支援課
	その他協議会が必要があると認める者

別表2（第3条及び第8条第2項関係）

実務者会議

機関名等
浜松市こども家庭部こども若者政策課青少年育成センター
浜松市こども家庭部児童相談所
浜松市健康福祉部精神保健福祉センター
浜松市ひきこもりサポートセンター
浜松市学校教育部教育支援課教育総合支援センター
地域若者サポートステーションはままつ
浜松公共職業安定所
静岡地方法務局浜松支局
静岡県西部県民生活センター
浜松市こども家庭部子育て支援課
浜松市発達相談支援センター
静岡県警察西部地区少年サポートセンター
浜松市多文化共生センター
浜松市外国人学習支援センター
浜松市健康福祉部障害保健福祉課
浜松市健康福祉部福祉総務課
浜松市社会福祉協議会
浜松市障がい者基幹相談支援センター
浜松市生活自立相談支援センター
浜松市こども若者総合相談センター
その他実務者会議が必要があると認める者